

## コメント&ディスカッション

中屋信彦\*

本論文の著者、川井伸一教授は、企業経営を主な研究領域とする著名な中国専門家である。川井教授は、これまで主にコーポレート・ガバナンスの側面から中国企業の実態を研究し、数多くの業績を収めて来た。

本論文は、これまで中国研究の枠組のもとで中国の企業を研究して来た川井教授が、分析対象を東アジアへと拡張し、国際比較の視点から、中国を含めた東アジア各国のコーポレート・ガバナンス改革の動向を分析したものである。

本論文は、四つの部分から構成されている。第一は、近年、東アジア各国においてコーポレート・ガバナンス改革が重視されるようになった背景についてである。ここでは、多発した企業不祥事やアジア金融危機の衝撃といった背景に加えて、OECDや世界銀行などの国際機関による普及活動が特に指摘されている。第二は、改革前の東アジアのコーポレート・ガバナンスの特徴についての分析である。第三は、各国で採用されたコーポレート・ガバナンス改革の手段についての整理であり、特に独立取締役や各種委員会と少数株主保護についての手段が重点的に検討されている。そして第四は、東アジアのコーポレート・ガバナンス改革についての評価である。

川井教授は、東アジアのコーポレート・ガバナンス改革についてその実際の成果と改革によって直面する課題を正確に評価することは時期尚早であるとしつつも、国際比較から得られる知見として、次の三点を指摘している。すなわち、(1) 東アジア地域には、コーポレート・ガバナンスの新標準を制定し強化しようとする加速度的な動きが観察されるということ、(2) しかし、現時点ではルールの整備と実際の機能との間に大きな乖離が存在するという点、そして、(3) 全体として見れば、東アジアのコーポレート・ガバナンスは改善されつつあるものの、慣習法諸国に比して大陸法諸国では投資家や債権者の権利が弱いという構図は変わっていないということである。

東アジアのコーポレート・ガバナンス改革についての川井教授の整理と分析は、数多くの関連研究と会議報告を網羅した精緻なものであり、国際比較として水準の高いものであると言える。慣習法と大陸法の差異が東アジアのコーポレート・ガバナンス改革に影響を及ぼしているとする分析視角は非常に重要であろう。ただ、これに関連して言えば、東アジアは内部に市場移行諸国とイスラム諸国を抱える地域でもある。したがって、社会主義法の伝統や、あるいは近年のイスラム復興運動との関連で言えばイスラム法がそれぞれの国の現在あるいは将来のコーポレート・ガバナンスと無関係であるとは考えにくい。これらの要素も含めて東アジアのコーポレート・ガバナンス改革はどのように展開されていくのか？ まさに国際比較が必要とされる所以である。

---

\*名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済政策研究センター助教授